

野田村イメージキャラクター「のんちゃん」利用取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、別記野田村イメージキャラクター「のんちゃん」(以下「キャラクター」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用申請等)

第2条 キャラクターを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめキャラクター利用申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を村長に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、県又は地方公共団体が利用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で利用するとき。

(利用の許諾)

第3条 村長は、前条の利用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該利用が野田村のPRに寄与すると認めるときは、利用を許諾することができる。この場合において、村長は必要があると認める場合には、キャラクターの利用について条件を付すことができる。

2 村長は、内容の審査後、すみやかにキャラクター利用許諾通知書(様式第2号)により利用の許諾の可否について申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第4条 キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、村長は、利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 村の信用又は品位を害するおそれがあるとき。
- (3) 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの利用が適当でないと認めるとき。

(7) 利用申請の内容又は責任の所在が明確でないと認めるとき。

(8) その他、村長が利用を適当でないと認めるとき。

(利用許諾期間等)

第5条 利用を許諾する期間は、許諾の日から同日の属する年度の翌年度の末日までを限度とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 村内に拠点を置く企業、団体、個人等が利用するとき。

(2) その他、村長が適当であると認めるとき。

2 前項の期間の終了後、引き続きキャラクターを利用しようとするときは、あらためて第2条の許諾を受けなければならない。

(利用料)

第6条 キャラクターの利用は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの利用の許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用の許諾を受けた申請事項にのみ利用し、許諾の際に村長が付した利用条件に従うこと。

(2) キャラクターを利用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) キャラクターを利用して作成し、又は製造する物件(以下「利用物件」という。)に関し、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他各種法令を遵守すること。

(4) 利用物件の完成後速やかに当該利用物件を村長に提出すること。ただし、利用物件の提出が困難である場合は、利用物件の写真の提出をもって代えることができる。

(5) 商標、意匠等知的財産権を登録しないこと。

(利用許諾の取消し)

第8条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許諾を取り消すことができる。

(1) この基準に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が利用を不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により利用の許諾を取り消したときは、その利用者にキャラクター利用許諾取消通知書（様式第3号）により通知する。

3 同条第1項の規定により利用の許諾を取り消された利用者は、キャラクター利用許諾取消通知書による通知があった日以後、当該利用物件を利用してはならない。

4 村長は、同条第1項の規定により利用の許諾を取り消したときは、当該利用者に対し、当該利用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第9条 村は、前条の規定によりキャラクターの利用の許諾を取り消したことによって生じる利用者の不利益及び損害については、その責めを負わない。

2 村は、キャラクターの利用によって生じる利用者と第三者との紛争の責任を負わない。

（補則）

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

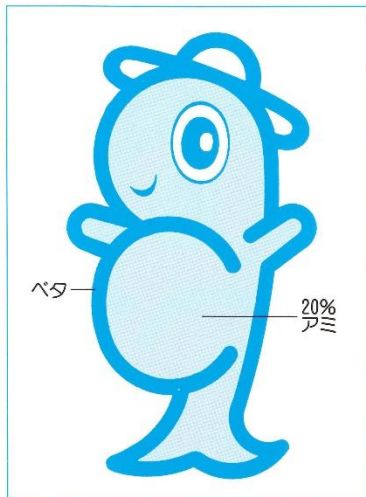
附 則

この基準は、平成29年2月6日から施行する。

別記（第1条関係）

キャラクターデザイン及び使用

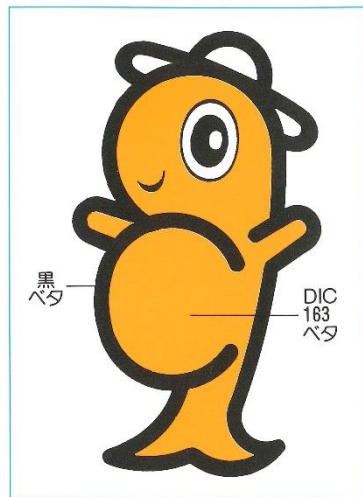
パターン1



モノクロ印刷(単色)の場合

- 単色の場合色は自由
- 太線の部分はベタ
- アミ部分は20%アミ
- 眼・帽子は白とする。

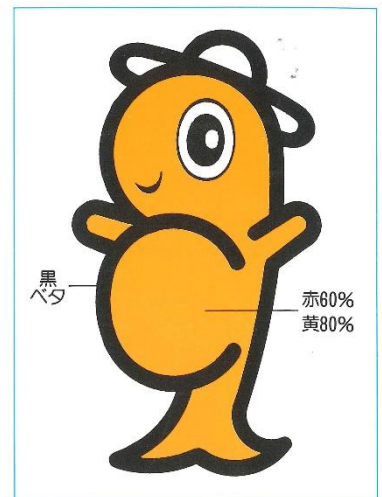
パターン2



2色印刷の場合

- 線部分は黒ベタ
- オレンジ部分はDIC 163ベタ使用
- 眼・帽子部分は白とする。

パターン3



カラー(多色)印刷の場合

- プロセスカラーインキ使用
- 線部分は黒ベタ
- オレンジ部分はM60%+Y80%とする。
- 眼・帽子部分は白とする。

キャラクターの設定

名前 のんちゃん

出身地 岩手県九戸郡野田村 安家川

誕生日 11月11日（永遠の0歳）※キャラクターは平成6年に決定。

性別 まだ不明

身長 葉っぱ1枚分くらい

体重 葉っぱ1枚分くらい

趣味 サーフィン

特技 川でも海でも泳げること

キャラクターの説明

- ・黒が歴史と文化、オレンジは希望と英知を象徴している。
- ・両手を広げ躍動する姿は、21世紀の「野田村の飛躍」を表現している。

- ・エネルギーの源である豊漁・豊作に恵まれて、住みよい地域で育まれた温かい人柄・ふれあいが和を広げ、創造性の豊かさが幸せを運び「産業・教育・福祉・文化・スポーツ・観光」などが充実することで、村がますます発展するよう願いが込められている。
- ・お腹のふくらみは、地域住民の幸せのバロメーター。